

「（仮称）協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

近年の労働環境の大きな変化は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっています。また、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、新たな問題が顕在化し、わが国全体の共通した課題となっています。

こうした中、働く人や住民が協同で出資し、協同の経営で働く「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。

しかし、現在、この協同組合には法的根拠がないため、法人格を取得できず、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があり、法制化を望む声が高まっています。

誰もが「希望と誇りを持って働くことができる」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方をめざす「協同労働の協同組合」は、住民主体のまちづくりを担うものであり、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を拓くものです。

よって、台東区議会は、国に対し、こうした社会の実情を踏まえ、「（仮称）協同労働の協同組合法」を速やかに制定されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月17日

台東区議会議長 木下悦希

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣 あて